

山梨県公報

号外第五号

令和七年

三月三日

月 曜 日

目 次

監査委員

○監査の結果に関する報告の公表……………1

監査委員

山梨県監査委員告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年三月三日

山梨県監査委員	小林 厚
同	中 込 正 純
同	渡 辺 淳 也
同	宮 本 秀 憲

令和6年度 定例監査実施結果

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和6年度における定例監査結果は、次のとおりである。

第1 令和6年度定例監査実施結果【下期分】

1 監査実施機関数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
人口減少危機対策本部事務局				0
感染症対策センター		3		0
知事政策策局				3
DX・情報政策推進包括官				0
県民生活部		6		6
多摩性社会・人材活躍推進局		3		3
総務部		2		2
防災局		1		1
福祉保健部		11		11
子育て支援局		6		6
林政部		1		1
環境・エネルギー部		1		1
産業政策部		3		3
観光文化・スポーツ部		4	1	5
農政部		10		10
県土整備部		5		5
出納局				0
企業納税局				0
教育委員会		44		44
議会事務局				0
行政委員会				0
警察本部		12		12
合 計	0	112	1	113

2 監査対象期間

前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

3 監査実施期間

令和6年9月18日～令和7年2月5日

4 監査方法

監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度は「産業廃棄物の処理に係る事務は適切に行われているか」を重点事項として実施した。

5 監査結果区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘 要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。
また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ措置状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。
注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。

7 監査結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。
指摘事項、指導事項、注意事項の区分ごとの集計は、次のとおりである。

令和6年度下期 A

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項				2		1			5	3	11
指導事項		33	14	27	4	11	19	1	10		119
注意事項		5	9	6		1	9		1		31
合計	0	38	23	35	4	13	28	1	16	3	161

令和5年度下期 B

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1		3		2			2		8
指導事項		27	5	28	4	10	11	4	3		92
注意事項		4	5	1		3	15		9		37
合計	0	32	10	32	4	15	26	4	14	0	137

令和6年度下期と令和5年度下期との対比 (A-B)

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		▲1		▲1		▲1			3	3	3
指導事項		6	9	▲1		0	8	▲3	7		27
注意事項		1	4	5		▲2	▲6		▲8		▲6
合計	0	6	13	3		▲2	2	▲3	2	3	24

機関ごとの監査結果は、次のとおりである。

監査対象機関	知事政策局 東京事務所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月5日、令和7年1月24日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (支出1、物品1)
1) 支出科目について、次のとおり誤りがあった。
①会議の参加者に供した飲料について、需用費(食糧費)とすべきところ、需用費(その他)で支出していた。
②自動給茶機用お茶の購入について、需用費(食糧費)とすべきところ、需用費(その他)で支出していた。
③年賀はがきの購入について、役務費とすべきところ、需用費で支出していた。
2) 物品の購入において、財務規則第122条に定める検収を納期限までに行っていないものがあった。
(注意事項) 2件 (支出1、給与1)

監査対象機関	知事政策局 大阪事務所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月22日、令和7年1月17日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 2件 (支出1、契約1)

監査対象機関	知事政策局 富士山世界遺産センター
監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月
監査実施日	令和6年9月26日、10月29日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (給与1)
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月
監査実施日	令和6年9月25日、10月28日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (収入1)

監査対象機関	県民生活部 峡東地域県民センター
--------	------------------

監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月
監査実施日	令和6年9月19日、10月24日
監査の結果	
指図書事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県民生活部 峡南地域県民センター
監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月
監査実施日	令和6年9月18日、9月20日、10月23日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件(給与1)

1) 通勤手当の認定において、通勤届に次のおり不備があった。

① 任命権者確認・決定欄に押印がないもの、また、任命権者の職氏名及び認定年月日の記入がされていないものがあった。

② 決定事項欄の該当するものにシ印を付し、手当額の基礎となる交通用具利用者の決定距離を記入することとなっているが、記入されていないもの、また、支給開始時期、手当額の記入がされていないものがあった。

(注意事項) 1件(収入1)

監査対象機関	県民生活部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月19日、令和7年1月10日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件(収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

富士・東部林務環境事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金
過年度分 先数 1件 105,000円

(注意事項) なし

監査対象機関	県民生活部 県民生活センター
監査対象期間	令和5年9月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	

指図書事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	多様性社会・人材活躍推進局 産業技術短期大学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月22日、令和7年1月23日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 3件(収入1、給与2)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

授業料 過年度分 先数 1件 675,000円

2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。

3) J R使用による県外旅費の支給において、旅費条例第8条の規定により、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、公務上の必要又はやむを得ない事情がないにもかかわらず、経済的かつ合理的な経路としていなかったため、特急料金が高い経路で支給されているものがあつた。またJ R往復同一区間かつ片道601km以上の乗車賃に往復割引を適用していなかった。

(注意事項) なし

監査対象機関	多様性社会・人材活躍推進局 峡南高等技術専門学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月6日、令和7年1月22日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) なし

(注意事項) 1件(契約1)

監査対象機関 多様性社会・人材活躍推進局 就業支援センター

監査対象期間 令和5年8月～令和6年9月

監査実施日 令和6年12月10日

監査の結果

指図書事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	総務部 職員研修所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件(重点事項1)

1) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書において、委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する条項が設けられていなかった。

(注意事項) なし

監査対象機関	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月21日、令和7年1月24日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件(収入1、支出1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

科目	令和5年度決算時	令和6年10月末現在
個人県民税	531,436,102	419,763,406
法人県民税	14,373,620	11,188,566
個人事業税	37,286,930	26,726,481
接税法	62,474,280	47,916,832
自動車取得税	21,572,608	10,944,837
自動車税種別割	38,832,627	23,485,772
自動車税(旧法による)	3,636,618	1,764,792
加算金	23,262,275	19,903,789
合計	732,875,040	561,694,475

2) 安全運転管理者等講習の受講手数料支払いに係る収入証紙の購入について、支出科目を負担金とすべきところ、役務費として支出していた。
(注意事項) なし

監査対象機関	防災局 消防学校
監査対象期間	令和5年9月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日

監査の結果
 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	福祉保健部 中北保健福祉事務所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月28日、令和7年1月9日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 3件(収入1、契約1、重点事項1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 【一般会計】
 児童措置費負担金
 令和6年度分 先数 1件 99,800円
 父子福祉資金貸付金償還金(元金)
 過年度分 先数 3件 3,873,000円
 【特別会計】
 ①母子福祉資金貸付金償還金(元金)
 過年度分 21,058,451円 令和6年度分 112,249円
 合計 先数 40件 21,170,700円
 ②母子福祉資金貸付金償還金(利子)
 過年度分 先数 6件 268,505円
 ③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)
 過年度分 先数 5件 1,827,617円
 ④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)
 過年度分 先数 2件 83,292円
 ⑤母子福祉資金貸付金償還金(利子)
 過年度分 先数 1件 83,292円
 2) 委託契約書において、次のとおり不備があった。

①感染性産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、履行遅延に関する違約金条項が設けられていなかった。
 ②水銀使用製品産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、支払遅延及び契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。
 3) 感染性産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方にあらかじめ書面により提供しなければならぬと定められているが、履行されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月20日、令和7年1月14日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件(収入1、契約1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 【特別会計】
 ①母子福祉資金貸付金償還金(元金)
 過年度分 3,054,410円 令和6年度分 120,997円
 合計 先数 7件 3,175,407円
 ②母子福祉資金貸付金償還金(利子)
 過年度分 先数1件 98,321円

2) 次の契約書について、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。
 ①産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書
 ②特別管理産業廃棄物処理委託契約書
(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月22日、令和7年1月14日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件(収入1、契約1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 【一般会計】
 ①生活保護費返還金
 令和6年度分 107,599円
 合計 先数 73件 23,539,873円
 ②障害児福祉手当資格取消しに伴う返還金
 令和6年度分 136,240円
 合計 先数 1件 418,660円
 【特別会計】
 ①母子福祉資金貸付金償還金(元金)
 令和6年度分 510,961円
 過年度分 4,504,692円
 合計 先数 11件 5,015,653円
 ②母子福祉資金貸付金償還金(利子)
 令和6年度分 8,458円

③ 父子福祉資金貸付金償還金 (元金)
令和6年度分 先数 1件 18,166円
2) 単価契約である産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書において、基本管理料の予定回数が記載されていたなかった。また、これにより契約解除に関する違約金の算出方法が誤っていた。
(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月27日、令和7年1月24日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指摘事項) 2件 (収入1、契約1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

生活保護費返還金	28,466,114円	令和6年度分	189,935円
過年度分			
合計 先数 32件	28,656,049円		

【特別会計】

① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金)		令和6年度分	706,656円
過年度分	16,037,668円		
合計 先数 34件	16,744,324円		
② 母子福祉資金貸付金償還金 (利子)		令和6年度分	19円
過年度分	146,230円		
合計 先数 5件	146,249円		
③ 父子福祉資金貸付金償還金 (元金)		令和6年度分	
過年度分	76,400円		
④ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)		令和6年度分	
過年度分	813,751円		
⑤ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)		令和6年度分	
過年度分	38,625円		
⑥ 母子福祉資金借入 (違約金)		令和6年度分	2,076円
令和6年度分 先数 1件	2,076円		

2) 履行期限までに委託業務を完了できない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。
① 履行期限までに委託業務を完了できない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。
② 契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は発注者である山梨県富士・東部保健福祉事務所長に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面により明らかにしなければならぬと定められているが、履行されていない。
(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月26日、令和7年1月16日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指摘事項) 3件 (収入2、給与1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
福祉プラサ共同利用施設負担金

令和6年度分 先数 1件 3,713円
2) 福祉プラサ共同利用施設負担金の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に關する規則に定める督促状の発行が、納期限後20日以内に行われていなかった。
3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていない。
(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月27日、令和7年1月9日
	監査の結果

(指摘事項) 1件 (給与1)
1) 昨年度の定例監査において、月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当を過少に支給していたことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様に、支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当を過少に支給しているものがあった。
(指摘事項) 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

① 児童福祉施設費負担金	376,139円	令和6年度分	262,200円
過年度分			
② あけぼの医療福祉センター使用料	2,254,019円	令和6年度分	
過年度分	2,254,019円		
合計 先数 3件	2,516,219円		

監査対象機関	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月8日、11月19日
	監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査対象機関 福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間 令和5年9月～令和6年8月
監査実施日 令和6年11月13日、令和7年1月8日
監査の結果

監査対象機関	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月9日、11月12日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指摘事項) 1件 (重点事項1)
1) 産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方にあらかじめ書面により提供しなければなら

ないと定められているが、履行されていないかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	

(指摘事項) 1件(重点事項1)
 1) 産業廃棄物の収集・運搬及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項により、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者等及び産業廃棄物処分業者等にそれぞれ委託しなければならないが、所有する分析機器の撤去処分委託契約について、上記以外の者に委託していた。また、委託契約は請書により行われ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号において、委託契約書に含めることとされている事項についての条項の一部が設けられていなかった。
(指摘事項) なし
(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指摘事項) 1件(物品1)
 1) 貴重物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていないものがあった。
(注意事項) 1件(支出1)

監査対象機関	子育て支援局 女性相談支援センター
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月10日、11月18日
監査の結果	
指摘事項、指摘事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 中央児童相談所
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月11日、令和7年1月23日
監査の結果	

(指摘事項) 1件(重点事項1)
 1) 産業廃棄物である厨房プラスチック汚泥の収集・運搬、処分業務の委託において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に基づき、産業廃棄物収集・運搬、処分に係る契約を書面により行うこととされているが、行われていなかった。
(指摘事項) 2件(支出1、給与1)
 1) 所外活動における入所児童等の食事代について、支出科目を需用費(食糧費)とすべきところ、需用費(その他)で支出しているものがあった。
 2) 県外旅費の支給において、旅費条例第8条の規定により、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、公務上の必要又はやむを得ない事情がないにもかかわらず、経済的かつ合理的でない経路で計算され、過大に支給さ

れているものがあった。
(注意事項) 1件(支出1)

監査対象機関	子育て支援局 都留児童相談所
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月20日、令和7年1月15日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指摘事項) 1件(支出1)
 1) 前年度資金について、次のとおり不備があった。
 ①令和5年度ひきこもり等児童宿泊等指導事業に要する経費について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。
 ②第26回児童福祉研修ワークショップの参加費について、支出負担行為同一が作成されていないかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	子育て支援局 甲陽学園
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月14日、令和7年1月21日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指摘事項) 1件(収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 児童福祉施設費負担金
 過年度分 439,987円 令和6年度分 1,936円
 合計 先数 5件 441,923円
(注意事項) なし

監査対象機関	子育て支援局 こころの発達総合支援センター
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指摘事項) 1件(重点事項1)
 1) 特別管理産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書及び処分委託基本契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方にあらかじめ書面により提供しなければならないと定められているが、履行されていないかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	子育て支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月22日、11月26日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指摘事項) 1件(収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 児童福祉施設費負担金

過年度分	119,971円	令和6年度分	37,400円
合計	先数2件 157,371円		
(注意事項) なし			

監査対象機関	林政部 森林総合研究所
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月30日、12月20日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指摘事項) 1件 (契約1)
 1) 令和6年度「森の教室」等普及啓蒙ゾーン業務委託契約において、公募型プロポーサル方式により委託業者を選定していたが、前年度中に起案した執行向いに、プロポーサル方式を採用する際に必要とされている明確で具体的な理由が示されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	環境・エネルギー部 富士山科学研究所 (防災局と共管)
監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月
監査実施日	令和6年9月27日、10月29日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指摘事項) 3件 (支出1、契約1、工事1)
 1) 光ファイバーケーブル撤去業務委託に要する経費について、電子決裁による支出命令書の回議時に、契約の根拠となる見積書が添付されていなかった。
 2) 地方大学を拠点とした火山災害に対応するための防災コミュニケーション構築業務委託契約書の個人情報取扱特記事項が、制度改正前のものでなかった。
 3) 建設工事の請負契約に係る契約条項は、山梨県建設工事執行規則第10条第3項に基づき、知事が別に定める山梨県建設工事請負契約約款に準拠することとされているが、次の契約書について、記載することが定められている事項(現場代理人の選任等)が記載されていなかった。
 ①富士山科学研究所中央監視装置更新工事契約書
 ②電話交換機更新工事契約書
(注意事項) 2件 (給与1、契約1)

監査対象機関	産業政策部 計量検定所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業政策部 産業技術センター
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月31日、11月27日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指摘事項) 3件 (収入1、支出1、物品1)
 1) 不要となった備品の売払いについて、財務規則に基づく予定価格が定められていなかった。
 2) 安全運転管理者等講習の受講手数料支払いに係る収入証紙の購入について、支出科目を負担金とすべきところ、需用費で支出していた。

3) 前私私をしている新聞購読料について、財務規則第122条に定める検収調書が作成されていないものがあった。
(注意事項) なし

監査対象機関	産業政策部 宝石美術専門学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月29日、令和7年1月22日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指摘事項) 1件 (給与1)
 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 美術館
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月15日、令和7年1月8日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指摘事項) 1件 (物品1)
 1) 収蔵品のうち油絵1点、銅版画1点について所在不明のままであった。
(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 博物館
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月17日、11月18日
監査の結果	

(指摘事項) 2件 (物品1、その他1)
 1) 昨年度の定例監査において、借用物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていないものがあったことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様で、借用物品について占有物品受入調書が作成されていないものがあった。
 2) 収入に関する事務や物品に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。
 指導事項 7件 (収入4、物品2、重点事項1)
 ①令和6年度自動販売機設置場所貸付料について、県有財産土地賃貸借借契約書第7条で年額を毎年度4月30日までに納付することと定めているが、調定が遅延し、調定日が9月27日となったことから、貸付料の納入が遅延していた。
 ②物品販売所(ミュージアムショップ)の行政財産目的外使用許可に係る行政財産使用料の算定方法に誤りがあり、使用料の調定額が過少となっていた。
 ③入館料や資料コピー代等の現金出納簿について、財務規則第44条第5項により、現金領収月計表を付して別別に編纂することとされているが、現金領収月計表が作成されていないものがあった。
 ④令和5年度の観光券契約書に基づく、山梨県立博物館の観覧に関する観光券(以下「クーポン券」という。)による入館料の一部について、当該入館料の事業者の納付に際しては、同契約書第4条により、山梨県立博物館副館長が事業者に対して、クーポン券等の書類を入館料の納入通知書に添付して送付することとされているが、クーポン券等の送付が遅れたため、事業者の納付による入館料収納が令和6年度となったものがあった。

⑤密附や保管転換により受入れた歴史資料等の収蔵品について、物品出納手続が行われていないため、備品原簿に記載されていないものがあった。
 ⑥財務規則第2.4.3条に定める郵便切手類受払簿が作成されていなかった。
 ⑦産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方からあらかじめ書面により提供しなければならぬと定められているが、履行されていなかった。
(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 考古博物館 (埋蔵文化財センターを含む)
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月7日、令和7年1月21日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (給与2)
 1) 旅費の支払において、JR往復同一区間かつ片道601km以上の乗車費に往復割引を適用していなかった。
 2) 居所差着の出張をした会計年度任用職員の費用弁償において、当該出張日に通勤に要する費用も支給していた。
(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象機関	観光文化・スポーツ部 文学館
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月15日、令和7年1月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター (高台地野菜・花き振興センターを含む)
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月1日、12月25日
監査の結果	

(指摘事項) 1件 (重点事項1)
 1) 産業廃棄物処分業務契約書において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に定められている、当該産業廃棄物に係る最終処分場の所在地、最終処分方法及び最終処分に係る施設の処理能力についての記載がないものがあった。
(指導事項) 4件 (支出2、給与1、重点事項1)
 1) 前渡資金について、次のとおり不備があった。
 ①前渡資金に係る支出負担行為回印の中で、資金前渡職員の指定がされていないものがあった。
 ・令和6年度日本植物病理学会大会参加に要する経費
 ・資金前渡職員以外の者が精算を行っていた。
 ②資金前渡職員以外の者が精算を行っていた。
 ・令和5年度トランクス作業機基礎研修参加に要する経費
 ・日本作物学会第257回講演会参加に要する経費
 2) 令和6年度の雑部金繰越整理簿が作成されていなかった。
 3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。

4) 農業等に係る産業廃棄物の処理において、収集運搬と処分を別業者に委託していたが、委託料の請求及び受領に関する委任状等がないまま、収集運搬委託料に処分委託料が加算された請求書が収集運搬委託業者から提出され、処分委託料についても収集運搬委託業者に支払が行われていた。
(注意事項) なし

監査対象機関	農政部 果樹試験場
監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月
監査実施日	令和6年9月24日、10月24日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 専門学校農林大学校 (林政部と共席)
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月16日、令和7年1月23日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (給与1、物品1)
 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。
 2) 貸借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受人調書が作成されていないものがあった。
(注意事項) 1件 (収入1)

監査対象機関	農政部 東部畜畜保健衛生所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月2日、11月12日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 4件 (給与2、契約2)
 1) 児童手当について、令和6年2月から5月分を6月7日に支給すべきところ、支払が遅延していた。
 2) 現金支給に係る職員の年末調整還付金及び給与改定に伴う追給分が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。
 3) 感染性産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。
 4) 燃え殻の産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	農政部 西部畜畜保健衛生所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月8日、11月11日
監査の結果	
(指摘事項) なし	

(指摘事項) 1件 (契約1)
 1) 燃え殻の産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処理委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	農政部 畜産農機技術センター (長坂支所を含む)
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月9日、11月27日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 5件 (収入1、給与2、物品1、契約1)
 1) 歳入について、次とおり収入未済があった。
 家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金
 過年度分 先数 1件 250,722円
 2) 児童手当に係る職権に基づく支給額の改定処理において、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。
 3) 旅行命令の経路に研修の目的地 (大分県) が含まれておらず、前泊地最寄りの空港 (熊本空港) までとなっていた。また、旅行復命の際にも経路の修正を行わずそのまま復命していたため、交通費の一部 (目的地から熊本空港分) が支給されていなかった。
 4) 賞借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。
 5) 感状生薬集物に係る産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、次のとおり不備があった。
 ①履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。
 ②契約解除に関する違約金条項において、違約金の金額が、財務規則第120条第2項で定める契約金額の100分の10に相当する金額を算出する内容となっていた。
 ③支払遅延に対する遅延利息の率に関する事項が記載されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	農政部 水産技術センター (忍野支所を含む)
監査対象期間	令和5年7月～令和6年6月
監査実施日	令和6年9月26日、10月28日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (財産1)
 1) 取得用地に未登記のものがあった。
 令和4年度以前の未登記 2筆
(注意事項) なし

監査対象機関	県土整備部 新築北道路建設事務所
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月3日、10月4日、11月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月

監査実施日	令和6年10月3日、11月27日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次とおり収入未済があった。
 工事請負契約公正入札違約金
 過年度分 先数 2件 13,159,619円
(注意事項) なし

監査対象機関	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 大門・堀川ダム管理事務所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月4日、11月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	中北教育事務所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月24日、11月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県東教育事務所
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (支出1)
 1) 社会保険料に係る離職金の出納に誤りがあり、残額が過大となっていた。
(注意事項) なし

監査対象機関	峡南教育事務所
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指摘事項) 2件 (給与2)
 1) 休日の代休日の指定は1日単位であるが、4時間の振替として処理されており、1日単位に満たない時間数に対しては休日勤務手当を支給すべきところ、支給されていた。
 2) 県外旅行の旅費の支給において、宿泊料の定額に対して減額調整を行っているが、実費として支給すべき入湯税分の額を減額したため、宿泊料が過少に支給されていた。
(注意事項) なし

監査対象機関	富士・東部教育事務所
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指摘事項) 1件 (給与1)
 1) 振替を行わず勤務した週休日について、週休日における時間外勤務手当を支給したにもかかわらず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた場合に支給する時間外勤務手当を誤って支給しているものがあった。
(注意事項) なし

監査対象機関	図書館
監査対象期間	令和5年9月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月19日、12月25日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指摘事項) 1件 (物品1)
 1) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。
 ①不明資料
 令和2年度 28点 令和3年度 30点 令和4年度 34点 令和5年度 20点
 令和6年度 28点 合計 140点
 ②未返却資料
 令和2年度 38点 令和3年度 45点 令和4年度 36点 令和5年度 69点
 令和6年度 2,269点 (162点) 合計 2,457点
 ※令和6年度の()内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの
(注意事項) なし

監査対象機関	総合教育センター
監査対象期間	令和5年8月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月17日、11月22日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象機関	北杜高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指摘事項) 2件 (収入2)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 授業料 過年度 先数 1件 79,200円
 2) 授業料の未収金について、督促状の発付が山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める納期限後20日以内に行われていないものがあった。
(注意事項) 1件 (収入1)

監査対象機関	韭崎高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月11日、11月11日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指摘事項) 1件 (支出1)
 1) 資金前渡(精算あり)で支出していた甲種防火管理新規講習負担金について、前渡資金精算書を作成していなかった。
(注意事項) 2件 (給与2)

監査対象機関	韭崎工業高等学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指摘事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 高等学校等就学支援金の過大支給による返還金 過年度分 先数 1件 89,100円
(注意事項) なし

監査対象機関	甲府第一高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月29日、11月28日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指摘事項) 1件 (契約1)
 1) 産業廃棄物収集・運搬基本契約書及び処分委託基本契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	甲府西高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指摘事項) 1件 (契約1)
 1) 消防設備保守点検業務委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	甲府南高等学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月3日
	監査の結果
指図書事項、指図書事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府東高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月16日、11月13日
	監査の結果

(指図書事項) なし

(指図書事項) 3件 (収入1、支出1、物品1)

1) 令和6年度高等学校入学審査料について、収入証紙消印実績簿に登録されていなかった。

2) 令和6年度の雑部金繰越整理簿が作成されていなかった。

3) 備品の棄却に関する手続について、既に棄却されているにもかかわらず、財務規則第159条及び第164条に定められている物品の返納等が行われていないものがあった。

(注意事項) 2件 (給与1、契約1)

監査対象機関	甲府工業高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
	監査の結果

(指図書事項) 1件 (給与1)

1) 昨年度の定例監査において、扶養手当について支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかったことを指図書事項としたが、今年度の監査でも同様に、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていないものがあった。

(指図書事項) 1件 (給与1)

1) 扶養手当について、次のとおり不備があった。

① 支給を終了していたが、扶養親族届及び扶養親族簿による認定が行われていないものがあった。

② 支給を終了していたが、扶養親族届に支給終了を確認するための書類が添付されておらず、扶養親族の要件を欠いた日が確認できないものがあった。

(注意事項) なし

監査対象機関	甲府城西高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月18日、11月21日
	監査の結果

(指図書事項) なし

(指図書事項) 3件 (収入2、契約1)

1) 令和6年度の授業料について、令和5年度卒業生1名を授業料の口座振替対象者として処理したため、4月分から10月分までの授業料を誤徴収していた。

2) 現金の出納をしたときは、財務規則第44条第5項により現金出納簿に現金領収月計表を付して別別に編集しなければならぬとされているが、現金領収月計表が作成されていない月があった。

3) 産業廃棄物処理委託契約書において、次のとおり不備があった。

① 契約保証金を免除していたが、契約保証金免除の条件及び契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。

② 履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。

③ 発注者の支払遅延に伴い発生する遅延利息に関する条項が設けられていなかった。

(注意事項) なし

監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月18日、11月28日
	監査の結果
指図書事項、指図書事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農林高等学校
監査対象期間	令和5年10月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月23日、11月21日
	監査の結果

(指図書事項) なし

(指図書事項) なし

(注意事項) 1件 (支出1)

監査対象機関	巨摩高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日
	監査の結果

(指図書事項) 1件 (その他1)

1) 収入に関する事務や給与に関する事務等、指図書事項に該当する事務処理が多数あった。

指図書事項 5件 (収入2、給与2、財産1)

① 令和6年度自動車販売機設置に係る土地貸付料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が行われていなかった。また、高等学校授業料の未収金について、山梨県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱に定める督促状の発付が行われていなかった。

② 収入について、次のとおり収入未済があった。

授業料 令和6年度分 先数 1件 39,600円

③ 夫縁共同扶養に係る扶養親族届において、共同扶養者の連名で提出すべき申出書が、扶養親族届を提出した者のみの名前で提出されていた。

④ JR使用による県外旅費の支給において、旅費条例第8条では、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、合理的な理由がないにもかかわらず、特急料金が高い経路で支給されているものがあった。

⑤ 行政財産の貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。

(注意事項) 1件 (支出1)

監査対象機関	白根高等学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日
	監査の結果

指図書事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	青洲高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日

監査の結果

指図書事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	身延高等学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) なし

- (指導事項) 3件 (収入2、契約1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 - ①行政財産使用料 令和6年度分 先数1件 61,472円
 - ②雑入(その他) 令和6年度分 先数1件 138,025円
 - 2) 令和6年度行政財産使用料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。
 - 3) 産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。
- (注意事項) なし

監査対象機関	笛吹高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象機関	日川高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月23日、11月28日

監査の結果

- (指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (収入1、給与1)
- 1) 令和6年度行政財産使用料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が行われていなかった。
 - 2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかった。
- (注意事項) なし

監査対象機関	山梨高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月17日

監査の結果

指図書事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	塩山高等学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (収入1)

- (指導事項) 1件 (収入1)
- 1) 自動販売機設置に伴う電気料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が行われていなかった。また、当該未収金が過年度収入されていた。
- (注意事項) なし

監査対象機関	都留高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 3件 (収入1、重点事項1)

- (指導事項) 3件 (収入1、重点事項1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 - ①契約保証金を徴収していなかったが、契約保証金免除の条項及び契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。
 - ②履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。
 - ③発注者の支払遅延に伴い発生する遅延利息に関する条項が設けられていなかった。
 - 2) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書において、次のとおり不備があった。
 - ①契約保証金を徴収していなかったが、契約保証金免除の条項及び契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。
 - ②履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。
 - ③発注者の支払遅延に伴い発生する遅延利息に関する条項が設けられていなかった。
 - 3) 特別管理産業廃棄物の保管状況について、区分して保管されていたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13第1項第1号ロに定める掲示版を設置していなかった。
- (注意事項) 2件 (支出1、給与1)

監査対象機関	上野原高等学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日

監査の結果

指図書事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	都留興譲館高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月24日、12月19日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (物品1)

監査対象機関	吉田高等学校
--------	--------

監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日

監査の結果

(指摘事項) 1件(その他1)

1) 収入に関する事務や契約に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。

指導事項 5件(収入1、財産1、契約2、重点事項1)

① 学校施設開放に伴う電気料の収入未済について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。

② 行政財産の貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。

③ 一般廃棄物の収集運搬及び処分業務委託契約書に添付されている一般廃棄物収集運搬業に係る許可証の許可の期間が契約期間の中途となっており、以降の期間について、更新後の許可証の提出を受けていなかった。

④ 産業廃棄物の収集運搬及び処分委託に係る契約書において、財務規則第120条第2項に定める契約解除に関する違約金条項が設けられていないものがあった。

⑤ 産業廃棄物収集・運搬業務委託契約書及び処分委託契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方からはじめ書面により提供しなければならぬと定められているが、履行されていないものがあった。

(注意事項) なし

監査対象機関	富士北校高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件(財産1)

1) 行政財産の貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。

(注意事項) なし

監査対象機関	富士河口湖高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月10日、11月19日

監査の結果

(指摘事項) 1件(重点事項1)

1) 産業廃棄物収集・運搬及び処分等の委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号により、金額等にかかわらず書面により行うこととされているが、行われていないものがあった。

(指導事項) 1件(給与1)

1) 扶養手当について、扶養親族届の提出を受けずに認定されているものがあった。

(注意事項) なし

監査対象機関	中央高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月25日、11月28日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指摘事項) 4件(支出1、給与1、物品1、契約1)	
1) 令和6年度給食業務委託に係る支出負担行為の同一において、限度額を契約準備行為における積算額とすべきところ、落札額を限度額としていた。	
2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に4時間の勤務時間の割振り変更ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。	
3) 前金払をしている新聞購読料について、財務規則第122条に定める検収調書が作成されなかった。	
4) 産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処分委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	盲学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) なし

(注意事項) 1件(収入1)

監査対象機関	ろろ学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件(給与1)

1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。

(注意事項) 2件(支出1、契約1)

監査対象機関	甲府支援学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月29日、12月20日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件(重点事項1)

1) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方からはじめ書面により提供しなければならないと

定められているが、履行されていないものがあった。
(注意事項) なし

監査対象機関	あけぼの支援学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月15日
	監査の結果

(指摘事項) 1件(重点事項1)
1) 産業廃棄物の処分等の委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3により、処分等が終了したことに伴って、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しにより確認し、保存しなければならぬが、行われていなかった。また、委託契約は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に基づき書面により行うこととされているが、行われていなかった。
(指導事項) 1件(給与1)
1) 時間外勤務等命令簿への記載誤りにより、時間外勤務手当が過少に支給されているものがあった。
(注意事項) なし

監査対象機関	わかば支援学校
監査対象期間	令和5年8月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	やまびこ支援学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月30日、12月19日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士見支援学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年7月
監査実施日	令和6年10月31日、11月28日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	ふじざくら支援学校
監査対象期間	令和5年11月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月15日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(給与1)
1) 厚生年金保険料の控除額に誤りがあり、雑部金残高が過大となっていた。
(注意事項) なし

監査対象機関	かえで支援学校
監査対象期間	令和5年9月～令和6年10月

監査実施日 令和7年1月15日
監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	高等支援学校桜花台学園
監査対象期間	令和5年11月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月15日
	監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	特別支援学校うぐいすの杜学園
監査対象期間	令和5年9月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月15日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(支出1)
1) 中学部修学旅行に係る経費について、資金前渡の事務手続を行っていたが、資金前渡日の前日に経費の一部を私費で支払っていた。その後、経費については資金前渡日に口座に振り込まれ、そのまま精算されていた。
(注意事項) なし

監査対象機関	甲府警察署
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(重点事項1)
1) 産業廃棄物処理委託契約書において、委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する条項が設けられていないものがあった。
(注意事項) なし

監査対象機関	南甲府警察署
監査対象期間	令和5年10月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月8日、令和7年1月16日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件(支出1)

監査対象機関	南アルプス警察署
監査対象期間	令和5年9月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
	監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	甲斐警察署
--------	-------

監査対象期間	令和5年10月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月12日、12月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	北杜警察署
監査対象期間	令和5年9月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(契約1)
 1) 産業廃棄物収集・運搬委託契約書及び処理・処分委託契約書において、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	飯沢警察署
監査対象期間	令和5年10月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南都警察署
監査対象期間	令和5年9月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	笹吹警察署
監査対象期間	令和5年10月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月12日、12月23日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(支出1)
 1) 令和5年度3月分の廃棄物収集運搬処分業務委託料について、請求金額より過少に支出されていたため、当該不足分が過年度支出されていた。
(注意事項) なし

監査対象機関	日下部警察署
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士吉田警察署
監査対象期間	令和5年10月～令和6年9月
監査実施日	令和6年12月10日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	大月警察署
監査対象期間	令和5年10月～令和6年8月
監査実施日	令和6年11月13日、令和7年1月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	上野原警察署
監査対象期間	令和5年9月～令和6年10月
監査実施日	令和7年1月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

第2 令和6年度定例監査実施結果

令和6年度の定例監査の実施結果は、上期公表分(山梨県公報号外第38号、令和6年11月29日発行)と今回分(下期公表分)を合わせ、次のとおりである。

1 監査実施機関数

令和6年度の定例監査実施機関数は268機関で、前年度と同数である。

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
人口減少危機対策本部事務局	2			2
感染症対策センター	1			1
知事政策局	9	3		12
DX・情報政策推進総括官	1			1
県民生活部	6	6		12
多様性社会・人材活躍推進	2	3		5
総務部	9	2		11
防災局	3	1		4
福祉保健部	7	11		18
子育て支援局	2	6		8
林政部	5	5		10
環境・エネルギー部	4	1		5
産業政策部	4	3		7
観光文化・スポーツ部	7	4	1	12
農政部	9	14		23
県土整備部	16	13		29
出納局	3			3
企業業局	3	4		7
教育委員会	9	44		53
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	29	12		41
合計	135	132	1	268

※参考 令和5年度監査実施機関数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
合計	134	133	1	268

2 監査結果

令和6年度定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項の区分ごとの集計は、次のとおりである。

令和6年度実施分 A

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			1	2	1	1			6	3	14
指導事項		76	20	36	19	26	40	1	13		231
注意事項		9	20	9		3	25		1	1	68
合計	0	85	41	47	20	30	65	1	20	4	313

令和5年度実施分 B

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1	2	4	1	2			3		13
指導事項		71	13	44	19	20	26	6	3		202
注意事項		10	9	1	1	7	28	3	11		70
合計	0	82	24	49	21	29	54	9	17	0	285

令和6年度と令和5年度との対比 (A - B)

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		▲1	▲1	▲2		▲1			3	3	1
指導事項		5	7	▲8		6	14	▲5	10		29
注意事項		▲1	11	8	▲1	▲4	▲3	▲3	▲10	1	▲2
合計	0	3	17	▲2	▲1	1	11	▲8	3	4	28

第3 令和6年度定例監査重点事項実施結果

定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点事項のテーマを定め監査を実施した。

1 重点事項のテーマと目的

(1) テーマ 産業廃棄物の処理に係る事務は適切に行われているか。

(2) 目的

県は産業廃棄物処理に関する施策を推進する一方、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定めるところにより、産業廃棄物の排出事業者として適正に処理する責務があり、方が一、不適切に処理された場合は周辺環境に大きな影響を与える恐れがあり、県行政への信頼を大きく損なうことにもなりかねない。

令和5年度の定例監査においては、契約書の記載内容に不備があるものや産業廃棄物収集運搬業許可証の更新後の提出を受けていないものなどの不適切な事務処理があった。

このため、産業廃棄物の処理に係る事務を重点的に監査することにより、その適正化を図るとともに、地方自治法第150条の規定に基づき知事が実施する内部統制の効果的な運用に寄与することとする。

2 監査の実施状況

(1) 監査実施期間

令和6年4月18日～令和7年2月5日

(2) 監査の着眼点

ア 契約方法、金額、業者選定等は適切か。

イ 契約書の内容は適切か。

ウ 履行確認は適切か。

エ 産業廃棄物管理票や産業廃棄物の管理は適切か。

(3) 監査方法

・重点事項の監査は、定例監査に併せて行い、原則として監査対象を精査(全部又は一部の範囲にわたり精密に調査)する。

・事前に重点事項調査及びその他必要書類の提出を求め、予備監査時に当該調査の記載内容について確認し、重点事項確認票により職員から聴取する。

・重点事項調査及び重点事項確認票は、監査結果復命書に添付して報告する。

(4) 監査対象事務

令和5年度に行われた産業廃棄物の処理に係る事務

3 監査結果

(1) 産業廃棄物の処理に係る事務の実施状況について

産業廃棄物の収集・運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)、廃掃法施行令、廃掃法施行規則等に基づき事務が行われている。

廃掃法において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており(第3条第1項)、また、産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされている(第11条第1項)。さらに、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合であっても、事業者は、この排出事業者責任に基づき、産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている(第12条第7項)。

令和5年度においては、97機関(本庁20機関、出先機関77機関)で産業廃棄物の処理に係る事務が行われており、その内訳は次のとおりであった。

区分	監査対象機関数	監査対象事務実施機関数	収集・運搬及び処分委託件数		
			産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	合計
本庁	135	20	26	15	41
出先機関	133	77	143	64	207
合計	268	97	169	79	248

(2) 産業廃棄物の処理に係る事務について

産業廃棄物の処理に係る事務は、概ね適正に行われていたが、一部において次のとおり改善を要する事項が認められた。

ア 特別管理産業廃棄物の保管場所に、必要事項を表示した掲示板が設置されていないもの

イ 廃掃法に定める産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託できる者以外に委託していたもの

ウ 契約が書面により行われていないもの

エ 契約書の記載内容が不十分なもの

オ 産業廃棄物の処分等が終了したことを、産業廃棄物管理票(マニュアル)の写しにより確認し、保存しなければならないが、行われていないもの

カ 収集運搬と処分をそれぞれ別業者に委託していたが、委託料の請求及び受領に関する委任状等がないまま、処分委託料についても収集運搬業者に支払いが行われていたもの

第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、令和6年度における監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

1 財務事務の適正かつ効率的な執行について

令和6年度の定例監査結果を前年度と比較すると、指摘事項が1件、指導事項が29件増加、注意事項が2件減少し、全体では28件増加しており、重点事項を除いた比較では25件増加している。

指摘事項については、産業廃棄物の処理に関する委託契約が書面により行われていないものや、同一機関において前年度の指導事項と同様の不適切な事務処理があるものが確認された。また、指導事項に該当する事務処理が多数あるため指摘事項となったものがあつた。

指導事項については、旅費の支給に誤りがあるものや、契約書の契約解除に関する違約金条項が適切でないもの、振替や代休に係る時間外勤務手当の不適切な事務処理が今年度も確認された。

これらの不適切な事務処理の再発防止に向けて、業務に係る規則及び運用通知等の整備や一層の周知を図るとともに、内部統制制度の機能が効果的に発揮されるよう制度運用の見直しを検討するなど、財務事務の適正な執行に努められたい。

2 旅費の適正な執行について

旅費の執行において、やむを得ない理由がないにもかかわらず経済的かつ合理的な経路による旅行となつておらず、旅費が過大に支給されているものがあつた。

山梨県旅費条例に基づき、旅行の経路や手段の妥当性を判断する際は、公共交通機関の経路検索システム等を活用して複数の経路を比較検討するなど、適正な執行に努められたい。

3 契約手続きの適正化について

契約書においては、法令等に基づき条項を定める必要があるが、契約解除等に関する違約金条項の記載漏れや、記載内容が適切でない事例などが多数あつたことから、契約手続きに不慣れた機関においても適正な事務処理が行われるよう手続きにおける注意点を周知するとともに、支援体制の強化を図られたい。

4 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託に係る支出科目について（重点事項）

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託業務の支払いにおいて、処分業務も併せて委託する場合には委託料で支出しなければならぬにもかかわらず、役務費で支出している事例が見られた。

その原因としては、支出科目についての認識が不十分であることや、一部の部局や機関においては、予算に委託料が計上されていないことを理由として、役務費で支出している事例も見受けられた。

このため、適切な事務処理が行われるよう、産業廃棄物収集・運搬及び処分委託に係る正しい支出科目について周知・徹底するとともに、必要な予算を確保するなど、適正かつ統一的な事務処理が図られるよう努められたい。

5 産業廃棄物処理における排出事業者責任について（重点事項）

産業廃棄物を排出する機関においては、産業廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者や処分業者等に委託して行う場合にあつても、排出事業者としての責任があることに変わりはなく、法令等に基づき処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

一方で、一部の機関において、廃掃法に規定する処理業者でない者に委託し、実際の処理は許可を受けた別の業者によつて行われたものや、委託契約が書面により行われていないもの、委託契約書の内容に不備があるもの、委託契約書に定められた「適正な処理に必要な情報の提供」が行われていないものがあり、廃棄物の管理、委託契約の締結、メンテナンスの交付などの産業廃棄物処理に係る一連の事務処理において、基本的な誤りや不適切な事例が見受けられた。

これらの事案においては、産業廃棄物処理における排出事業者責任についての認識や法令等の理解が不十分であることが原因と考えられることから、法令等の規定を十分に確認し、適切な事務処理に努められたい。

令和6年度 財政的援助団体等監査実施結果

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和6年度における財政的援助団体等監査の結果は、次のとおりである。

第1 令和6年度 財政的援助団体等監査実施結果

1 監査対象団体及び着眼点

監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点、共通する着眼点を次のとおりとした。

(1) 監査対象団体及び主な着眼点

ア 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（以下「出資団体」という。）

・出資の目的に沿って適切かつ効率的に事業が行われているか。

・会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。

・経営成績及び財政状況は、良好か。

イ 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）

・補助金等の条件に従って、適切かつ効率的に事業が行われているか。

・補助金等の目的以外に支出し、又は他に流用していないか。

・補助金等の目的が達成されているか。

ウ 公の施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って、適切かつ効率的に管理が行われているか。

・委託料の受領その他の会計経理は、適正に行われているか。

・経営成績及び財政状況は、良好か。

エ 共通する着眼点

出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証拠書類等と符合しているか。

2 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の24団体を選定し監査を実施した。

(1) 出資団体（10団体）

ア 出資比率1/2以上の団体 …………… 6団体

公益財団法人 小佐野記念財団

公益財団法人 やまなし環境財団

公益財団法人 山梨県下水道公社

山梨県住宅供給公社

株式会社 やまなしヘルソロジエンソノバニー

公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター

イ 出資比率1/4以上1/2未満の団体 …………… 4団体

公益財団法人 山梨県私立教育振興会

公益財団法人 山梨県緑化推進機構

公益財団法人 山梨県農業用廃プラスチック処理センター

公益財団法人 山梨県畜産協会

(2) 補助金等交付団体…………… 4団体

学校法人 帝京大学【帝京山梨看護専門学校運営費補助金、山梨県看護師等養成所運営費補助金】

山梨県小児救急医療事業推進委員会【山梨県小児救急医療体制整備費補助金】

一般社団法人 山梨県トラック協会【山梨県運輸振興事業費補助金】

一般社団法人 山梨県森林協会（山梨県林業労働センター）【山梨県森林整備担い手対策事業費補助金（基金事業）】

(3) 公の施設管理団体 …………… 10団体

合同会社 カチエール【山梨県立聴覚障害者情報センター】

cowshi 金川の森パトナーズ【山梨県森林公園金川の森】

アトリエレーン・共立・N.T.Tフアンシテイエス共同事業体【山梨県立県民文化ホール】

株式会社 ハイジの村【山梨県立クララセンター】

株式会社 桔梗屋【山梨県立富士湧水の里水族館】

富士観光開発・富士グリーンテックグループ【山梨県曾根丘陵公園】

株式会社 かいすた【山梨県富士川クラフトパーク】

やまなしグループツバネパトナーズ【山梨県笛吹川フルーツ公園】

アメニエス山梨（桂川）グループ【山梨県桂川ウエルネスパーク】

山梨科学推進グループ【山梨県立科学館】

3 監査対象期間

令和5年度

4 監査実施期間

令和6年9月26日～令和7年1月27日

5 監査方法

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証拠書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果区分

監査結果は次のとおり区分した。

・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

7 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査実施団体及び所管部局に対しては、文書で通知のうえ、監査結果に対する措置状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知する。

併せて、所管部局等に監査結果を周知し、再発防止に向けた指導を要請する。

8 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

・指摘事項 1件

・指導事項 26件

・注意事項 12件

9 監査実施団体ごとの監査結果

別紙1のとおりである。

第2 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

なお、個別の意見の内容については、監査実施団体及び所管部に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

(1) 個別の意見

別紙2のとおりである。

(2) 総合的な意見

今回の監査において、指定管理業務に係る経費で購入された備品が県の備品として登録されていないものが散見された。指定管理施設の管理に関する基本協定では、指定管理者は、あらかじめ県の承認を受けて、業務計画書に記載した管理業務に係る経費で備品を購入し、又は調達し、管理業務の用に供することができ、その備品の所有権は、指定管理者が当該備品を管理業務の用に供したときにおいて、県に帰属する旨が定められている。一方で、備品の定義や登録手続きが具体的に示されており、そのことが備品として登録されていない要因の一つと考えられることから、基本協定書において、対象となる備品の定義と登録手続きを具体的に明示されたい。

また、指定管理施設の所管課においては、県が貸与した備品の現品確認とともに、管理業務に係る経費で購入された備品についても確認を行い、備品の登録漏れ等がないよう努められたい。

別紙1

監査対象団体	公益財団法人 小佐野記念財団
所管部(局) 課	知事政策局 国際戦略グループ
監査実施日	令和6年11月25日
事業の概要	文化やスポーツなどの国際交流活動等により、山梨県の国際化の推進を図り、もって世界に開かれ、文化的で活力にあふれた、ふるさと山梨づくりを推進することを目的とする。 (1) 国際交流等の目的をもって行う人物の派遣及び招へい並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助 (2) 国際交流等を目的とする催しの実施並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助 (3) 国際交流等を行うために必要な資料の作成、収集、交換及び頒布 (4) 上記のほか、法人の目的を達成するため必要な事業
財政的援助等の内容	【出捐金】 (出捐率 100.0%) 300,000,000 円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査対象団体	公益財団法人 やまなし環境財団
所管部(局) 課	環境・エネルギー部 自然共生推進課
監査実施日	令和6年11月18日
事業の概要	環境に関する普及啓発活動を行い、環境保全に向けた県民の意識の醸成を図るとともに、民間団体の環境保全活動を積極的に支援し、もって山梨県の環境保全活動の推進に資することを目的とする。 (1) 環境に関する研究活動及び地域に根ざした環境保全のための実践活動に対する表彰 (2) 環境に関する普及啓発活動 (3) 民間団体による環境保全活動への支援 (4) 環境教育のための事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内容	【出捐金】 (出捐率 99.2%) 479,000,000 円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査対象団体	公益財団法人 山梨県下水道公社
所管部(局) 課	県土整備部 治水課 下水道室
監査実施日	令和6年11月8日 12月24日
事業の概要	下水道技術の調査研究、下水道知識の普及啓発、下水道施設の管理運営並びに下水道排水設備工事責任技術者の認定等を行い、もって県及び市町村の下水道行政の推進と県民の健康で文化的な生活に寄与し、公衆衛生の向上及び環境保全に資することを目的とする。 (1) 下水道技術の調査研究 (2) 下水道知識の普及啓発 (3) 流域下水道施設の維持管理事業及び当該事業の関連事業 (4) 下水道排水設備工事責任技術者の認定、登録等 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内容	【出捐金】 (出捐率 50.0%) 37,000,000 円
監査の結果	【指摘事項】 なし 【指導事項】 なし <注意事項> 1件

監査対象団体	山梨県住宅供給公社										
所管部(局)課	県土整備部 建築住宅課										
監査実施日	令和6年10月17日、18日 11月29日										
事業の概要	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (1) 住宅の積立分譲を行うこと。 (2) 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (3) 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (4) 市街地においてこの公社が行う住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (5) 住宅の用に供する宅地の造成にあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (6) この公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及びこの公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (8) 水面埋立事業を施行すること。 (9) 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてのみならず又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。 (10) 公営住宅法(昭和26年法律第198号)に基づき公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行うこと。										
財政的援助等の内容	<table border="1"> <tr> <td>【出資金】 (出資率100.0%)</td> <td>10,000,000円</td> </tr> <tr> <td>【補助金】 山梨県住宅供給公社債務処理対策補助金</td> <td>240,000,000円</td> </tr> <tr> <td>山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金</td> <td>5,079,000円</td> </tr> <tr> <td>【貸付金】 山梨県住宅供給公社債務処理対策貸付金</td> <td>6,876,232,000円</td> </tr> <tr> <td>【損失補償】 山梨県住宅供給公社事業資金の借入に係る損失補償 (令和5年度債務負担行為限度額)</td> <td>6,822,516,000円 6,979,919,000円</td> </tr> </table> <p><公の施設管理> 山梨県営住宅 指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日 指定管理料(令和5年度) 459,902,696円 山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅 指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日 指定管理料(令和5年度) 12,297,929円</p>	【出資金】 (出資率100.0%)	10,000,000円	【補助金】 山梨県住宅供給公社債務処理対策補助金	240,000,000円	山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金	5,079,000円	【貸付金】 山梨県住宅供給公社債務処理対策貸付金	6,876,232,000円	【損失補償】 山梨県住宅供給公社事業資金の借入に係る損失補償 (令和5年度債務負担行為限度額)	6,822,516,000円 6,979,919,000円
【出資金】 (出資率100.0%)	10,000,000円										
【補助金】 山梨県住宅供給公社債務処理対策補助金	240,000,000円										
山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金	5,079,000円										
【貸付金】 山梨県住宅供給公社債務処理対策貸付金	6,876,232,000円										
【損失補償】 山梨県住宅供給公社事業資金の借入に係る損失補償 (令和5年度債務負担行為限度額)	6,822,516,000円 6,979,919,000円										
監査の結果	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【指導致向】</p> <ol style="list-style-type: none"> 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 退去者負担修繕未収金 3,949,751円 退職した臨時職員の社会保険料立替金について、6,229円の未回収期間が1年以上に及び不払いの状態が継続しており、回収が危惧される状態であったが、貸倒引当金算定の実施要領に基づく貸倒引当金が計上されていなかった。 管理業務仕様書に基づく遊具施設点検業務について、県が定めた施設の保守点検仕様書 										

監査対象団体	株式会社 やまなしハイテクノロジーカンパニー
所管部(局)課	企業局 新エネルギー企画推進課
監査実施日	令和6年10月23日 11月29日
事業の概要	(1) 水素及びアンモニアの製造、供給、販売並びにエネルギーサービスに係る事業 (2) 水素及びアンモニアの製造・貯蔵・輸送に係る技術開発並びに実証事業 (3) 水素及びアンモニア利用の普及・拡大に係る事業 (4) 前各号に付帯関連する一切の事業 【出資金】 (出資率50.0%) 100,000,000円
財政的援助等の内容	指導致向事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査の結果	<p>「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の定める指針に準い実施するとされており、同指針では、点検後改善措置が必要と判断されたときは措置の方針を迅速に定めて実施するとされている。また、同じ仕様書でも、保全上必要と認められる場合は修繕等を行うこととされているが、令和6年3月に実施された定期点検で、修繕又は対策が必要と判断され、業者から見積書が提出されていたものについて監査日現在で措置方針が決定されておらず、修繕等も実施されていなかった。</p> <p><注意事項> 2件</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター
所管部(局)課	警察本部 組織犯罪対策課
監査実施日	令和6年9月26日
事業の概要	(1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報及び啓発事業 (2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を支援する事業 (3) 暴力団員による不当な行為に関する県民からの電話相談及び面接相談事業 (4) 暴力団の事務所の使用により付近住民等(付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止する事業 (5) 少年を暴力団から守る事業 (6) 暴力団から離脱する意志を有する者に対する援助事業 (7) 山梨県公安委員会の委託を受けて、事業所等の不当要求防止責任者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第14条の不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習事業 (8) 法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の事業を援助する事業 (9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対し、見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援事業 (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条に規定する少年指導委員に対し、少年を暴力団から守るための活動に必要な研修事業 (11) 暴力団員による不当な行為の予防に関する相談及び暴力団監視事業 (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内容	100,000,000円
監査の結果	指導致向事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

財政的援助等の内容	[出資金] (出捐率 50.5%)	300,000,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし [指導事項] なし <注意事項> 3件	

監査対象団体	公益社団法人 山梨県私学教育振興会	
所管部(局)課	県民生活部 私学・科学振興課	
監査実施日	令和6年11月13日	
事業の概要	山梨県内における私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、県民の修学機会を確保するための支援を行い、もって山梨県における教育文化の高揚に資することを目的とする。 (1) 私立学校間の相互協力を推進する事業 (2) 私立学校の運営の改善強化に関する事業 (3) 私立学校の上部団体及びその他の教育機関との連絡調整の事業 (4) 私立学校の教職員の福利厚生事業 (5) 山梨県私立幼稚園保護者会連合会及び山梨県私立中学高等学校 PTA 連合会の事務局の業務 (6) 私立学校の教育環境の改善を図るための事業 (7) その他上記に定める事業に関連する事業	
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 49.0%) [補助金] 山梨県私立幼稚園教職員退職資金造成補助金 山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金 山梨県私学教育振興会活動費補助金	100,000,000 円 66,821,000 円 33,631,000 円 6,000,000 円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県緑化推進機構	
所管部(局)課	林政部 森林整備課	
監査実施日	令和6年11月11日	
事業の概要	緑化事業の推進と緑化思想の高揚を図り、緑の基金を推進することにより、緑豊かな県土づくりと国際緑化に寄与することを目的とする。 (1) 緑化活動の普及啓発に関する事業 (2) 青少年等の緑化意識を醸成する事業 (3) 森林の公益的機能の維持増進に関する事業 (4) 市町村や団体等が国内外で行う緑化活動を支援する事業 (5) 森林整備等の推進に用いることを目的とする募金活動に必要な事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
財政的援助等の内容	[出資金] (出捐率 27.6%)	300,000,000 円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	公益社団法人 山梨県農業用廃プラスチック処理センター	
所管部(局)課	農政部 果樹・6次産業振興課	
監査実施日	令和6年10月25日	
事業の概要	農業用廃プラスチック処理に関する調査及び研究を行い、農業用廃プラスチックを適正に処理することによって、自然的又は社会的な環境公害を未然に防止することを目的とする。 (1) 農業用廃プラスチックの処理及び再利用に関すること (2) 農業用廃プラスチック処理に関する調査及び研究に関すること (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	

財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 47.9%)	15,000,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし [指導事項] 郵便切手の未使用分について、年度末残高が資産計上されていなかった。 <注意事項> 1件	

監査対象団体	公益社団法人 山梨県畜産協会	
所管部(局)課	農政部 畜産課	
監査実施日	令和6年10月2日 11月26日	
事業の概要	畜産業を営むもの及びその組織する団体の経営安定、運営及び保健衛生に関する指導、肉用子牛生産者補給金の交付等の事業を推進し、畜産業を営むものの所得の安定を通じて、県内畜産業の振興に寄与することを目的とする。 (1) 畜産の経営及び生産技術の指導に関する事業 (2) 畜産物の生産、流通に関する啓発、調査研究及び研修会・講習会の開催並びに情報の提供に関する事業 (3) 家畜及び畜産物の価格変動による損失補てんに関する事業 (4) 生産者補給金の交付に関する事業 (5) 肉用牛経営の安定を図るための肥育牛生産者補てん金交付に関する事業 (6) 肉用子牛の生産振興に関する事業 (7) 家畜及び畜産物の衛生に関する啓発及び調査研究並びに情報の提供に関する事業 (8) 家畜伝染病疾病の予防措置等の自衛防疫の推進に関する事業 (9) その他協会の目的を達成するために必要な事業	
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 40.6%) [補助金] 山梨県畜産経営基盤バナーアップ事業費補助金 山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金	87,500,000 円 147,571,591 円 1,003,525 円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	学校法人 帝京大学	
所管部(局)課	福祉保健部 医務課	
監査実施日	令和6年10月24日	
財政的援助等の内容	[補助金] ①帝京山梨看護専門学校運営費補助金 ②山梨県看護師等養成所運営費補助金 ③看護師等養成所実習機会確保事業費補助金	36,000,000 円 25,549,000 円 345,000 円
補助の目的	①看護師確保対策を推進するため、学校法人帝京大学の設置する帝京山梨看護専門学校の運営に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。 ②看護師及び准看護師の学校又は養成所の運営について予算の範囲内において補助金を交付し、その強化及び充実を行い、もって養成力の充実を図る。 ③新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、医療の担い手となる質の高い看護師等の養成を図るため、看護師等養成所における実習に係る検査等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	山梨県小児救急医療事業推進委員会	
所管部(局)課	福祉保健部 医務課	
監査実施日	令和6年10月9日	
財政的援助等の内容	[補助金] 山梨県小児救急医療体制整備費補助金	121,336,815 円

補助の目的	県民の小児救急医療に対する需要の増大に応えるとともに、小児科医不足により生じている諸課題に対応するため、山梨県小児救急医療事業推進委員会が実施する、休日・夜間における全県的小児救急医療事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
監査の結果	指図書事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	一般社団法人 山梨県トラック協会
所管部(局)課	産業政策部 産業政策課
監査実施日	令和6年10月22日
財政的援助等の内	[補助金] 山梨県運輸振興事業費補助金 132,012,000円
補助の目的	運輸事業振興のために、予算の範囲内で補助金を交付する。 (1) 特定運輸事業を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業 (2) 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業 (3) 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業 (4) 特定運輸事業の適正化に関する事業 (5) 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業 (6) 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業 (7) 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業 ほか
監査の結果	指図書事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	一般社団法人 山梨県森林協会 (山梨県林業労働センター)
所管部(局)課	林政部 林業振興課
監査実施日	令和6年11月22日
財政的援助等の内	[補助金] ①山梨県森林整備担い手対策事業費補助金(基金事業) 13,728,000円 ②山梨県林業労働者連年就業奨励事業補助金 6,992,710円 ③山梨県木材就業促進総合対策事業補助金 313,680円
補助の目的	①林業労働者の労働環境改善と林業事業者の経営基盤強化を行い、人材の確保・育成・定着を図る。 ②林業労働者連年就業奨励金を給付することにより、就労の長期化・安定化を促し、林業労働力の確保を図る。 ③林業事業者の経営基盤の安定化及び労働環境の改善を図り、新たな森林整備を担う林業事業者の育成を推進するとともに多様な研修等による技術・技能の習得を進め、幅広い人材の確保・育成・定着を図る。
監査の結果	指図書事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	合同会社 カフェエール
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課
監査実施日	令和6年11月1日 12月26日
財政的援助等の内	<公の施設管理> 山梨県立聴覚障害者情報センター 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和5年度) 34,474,072円
監査の結果	[指図書事項] なし [指導事項] 1 基本協定書第11条第1項において、指定管理者は、管理業務と管理業務以外の業務を区分して経理しなければならないと定められているが、社会保険労務法人への報酬について区分経理が行われておらず、事業報告書の管理業務に係る収支決算に管理業務以外の経

費が計上されていた。
2 指定管理業務に係る経費において購入した物品について、基本協定書第16条第7項に、あらかじめ山梨県の承認を受けて、業務計画書に記載した管理業務に係る経費で備品を購入し、又は調達し、管理業務の用に供することができる旨が定められているが、山梨県の承認を受けていなかった。
3 複写機サービス提供事業により収納した現金について、会計規程に基づき7日以内に預入すべきところ、令和5年度を通じて預入していなかった。
<注意事項> なし

監査対象団体	comshi 金川の森パートナーズ
所管部(局)課	林政部 県有林課
監査実施日	令和6年11月14日 12月24日
財政的援助等の内	<公の施設管理> 山梨県森林公園金川の森 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和5年度) 72,481,424円
監査の結果	[指図書事項] なし [指導事項] 1 管理運営業務仕様書3(18)に暴力団排除措置について定められているが、指定管理業務に係る委託契約について暴力団排除条項が記載されていないものがあった。 2 基本協定書第7条第2項の規定により、管理業務の一部について第三者に委託する場合は、あらかじめ知事の承認を受けることになっているが、令和5年度山梨県森林公園金川の森事業報告書に承認されていないものが記載されていた。 3 令和5年度山梨県森林公園金川の森業務計画書及び令和5年度山梨県森林公園金川の森事業報告書の一部が、基本協定書に定められた様式で作成されておらず、自主事業に係る収入及び支出等が記載されていなかった。 <注意事項> 1件

監査対象団体	アドブローン・共立・NTTフアンシテイク共同事業体
所管部(局)課	観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課
監査実施日	令和6年10月31日
財政的援助等の内	<公の施設管理> 山梨県立県民文化ホール 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和5年度) 225,835,000円
監査の結果	[指図書事項] 前回の監査において、山梨県立県民文化ホールの利用及び利用料金等に関する事務取扱要綱第20条第2項に、現金を収納したときは、金融機関に設けた預金口座へ当該収納の日及びその翌日までに預け入れなければならない旨が定められているが、要綱に定める期限内に金融機関へ預け入れられていなかったことから、指図書事項としたが、今回の監査においても要綱に定める期限内に金融機関への預入が行われていなかったものがあり、前回の指図書事項が改善されていた。 [指導事項] 1 共同事業者が指定管理者として施設の管理・運営を行っているが、令和5年度の共同事業者の損益計算書に計上の誤りがあり、共同事業者企業間における協定書に基づく剰余金の配分金が過大に計上されていた。 2 指定管理業務に係る経費において備品として購入した物品について、基本協定書第19条第7項に、あらかじめ山梨県の承認を受けて、業務計画書に記載した管理業務に係る経

<p>費で備品を購入し、又は調達し、管理業務の用に供することができる旨が定められているが、山梨県の承認を受けていなかった。 <注意事項> なし</p>	<p>表に必要な事項を記載し保管する。拾得物一覧表を公示しても引き取りがない物については、取りまとめのうえ毎週月曜日に拾得物届出書により管轄警察署に届け出る。現金、時計、鍵、アクセサリー類など貴重品と思われる拾得物は現物を持参するとされているが、令和5年度に拾得した現金について、警察への届出書がなく、拾得物一覧表の処理欄へ事後処理内容も記載されていないものがあつた。 また、現金等の貴重品について、同マニュアルに定められた期限内に警察への届出がなされていないものがあつた。 2 土木施設等管理業務委託に係る契約について、植栽管理業務特記仕様書に定める「業務主任技術者通知書」、「履歴書」及び「工程書」が提出されていなかった。 また、設備現場管理業務及びカヌー場施設管理業務に係る契約について、仕様書に定める「施工計画書」、「業務報告書」が提出されていなかった。 3 自主事業（アートスペース（旧道の駅ギャラリー））に係る電気使用料を、指定管理事業の光熱水費に含めて実績報告していた。 <注意事項> なし</p>
<p>株式会社 ハイジの村 農政部 食糧花き水産課 監査実施日 令和6年10月10日 財政的援助等の内 <公の施設管理> 山梨県立フラワーセンター 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料（令和5年度） 3,463,695円 監査の結果 指図書事項、指図書事項及び注意事項に該当するものはなかった。</p>	<p>やまなしグループパートナーズ 農土整備部 都市計画課景観まちづくり室 監査実施日 令和6年11月6日 12月26日 財政的援助等の内 <公の施設管理> 山梨県営吹川フルーツ公園 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料（令和5年度） 209,891,120円 監査の結果 [指図書事項] なし [指導事項] 1件</p>
<p>株式会社 結屋 農政部 食糧花き水産課 監査実施日 令和6年10月29日 財政的援助等の内 <公の施設管理> 山梨県立富士湧水の里水族館 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料（令和5年度） 35,574,403円 監査の結果 [指図書事項] なし [指導事項] なし <注意事項> 1件</p>	<p>富士観光開発・富士グリーンーツグループ 農土整備部 都市計画課景観まちづくり室 監査実施日 令和6年10月21日 財政的援助等の内 <公の施設管理> 山梨県曾根丘陵公園 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料（令和5年度） 64,473,085円 監査の結果 [指図書事項] なし [指導事項] 1件 管理業務仕様書 2(1)に暴力団排除措置について定められているが、自動販売機設置契約について暴力団排除条項が記載されていないものがあつた。 <注意事項> なし</p>
<p>株式会社 かいすた 農土整備部 都市計画課景観まちづくり室 監査実施日 令和6年10月7日 11月25日 財政的援助等の内 <公の施設管理> 山梨県富士川ラフトパーク 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料（令和5年度） 107,017,305円 監査の結果 [指図書事項] なし [指導事項] 1 拾得物及び残置物処理マニュアルにおいて、拾得した場合の取扱いとして、拾得物一覧</p>	<p>アオニス山梨(徳川)グループ 農土整備部 都市計画課景観まちづくり室 監査実施日 令和6年9月30日 財政的援助等 <公の施設管理></p>

内容	山梨県桂川ウエルネスパーク 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和5年度) 64,786,281円
監査の結果	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【指導事項】</p> <p>1 指定管理業務における現金の取扱いは、「現金取扱マニュアル」により、預入は原則として毎月2回以上及び保管金額が5万円以上にならないよう銀行に預入する旨が定められているが、有料公園施設利用料の銀行への預入が毎月1回となり、保管金額も5万円以上が常態化していた。また、同マニュアルでは、売上金の日計表を作成することとされているが、日計表が作成されていないものがあった。</p> <p>2 経理規程第27条第1項に「現金は、毎日の出納終了後に現物と帳簿の残高を照合しなければならぬ」と規定しているが、小口現金について出納帳が整備されておらず、現金有庫の残高に留まっておらず、現物と帳簿の残高の照合がされていないことがあった。</p> <p>3 「管理業務にかかる収支決算」として県に報告した支出額のうち、消費税込金額で支払った報償費にさらに10%を加算したことにより、支出実績額が過大に報告されていた。</p> <p><注意事項> 1件</p>

監査対象団体	山梨科学推進グループ
所管部(局)課	教育庁 生涯学習課
監査実施日	令和6年11月21日
財政的援助等の内	<p><公の施設管理> 山梨県立科学館 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和5年度) 319,859,000円</p>
監査の結果	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【指導事項】</p> <p>基本協定書第19条第9項に定める指定管理料で制作したチラシネタリウム番組について、県の備品として登録することとされているが、登録されていないことがあった。</p> <p><注意事項> 1件</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県下水道公社
意見	<p>正味財産増減計算書内取表の事業費に計上された人件費について、4箇所(富士北麓、峡東、釜無川、桂川)の各流域下水道事業に4分の1ずつ按分して計上されているが、事業ごとの収支状況をより明確にするため、計上方法の見直しについて検討されたい。</p>

監査対象団体	合同会社 カナエール
意見	<p>指定管理者が行う会計処理においては、基本協定書第11条第1項に基づき、管理業務と管理業務以外の業務を区分して経理する必要があるが、区分が十分に整理されておらず適正に処理されていないものがあったことから、区分を整理のうえ基本協定書等において明示し、基本協定書等に定める運営管理及び報告事務が適正に行われるよう努められたい。</p> <p>また、会計規程が職員に周知されておらず、収納した現金の取扱いは不適切なものがあつたことから、基本協定及び会計規程の周知徹底を図り、適切な事務の執行に努められたい。</p>

監査対象団体	株式会社 ハイジの村
意見	<p>指定管理業務に係る仕様書11(2)に「指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。」とされ、策定された経理規程で定められた会計伝票の取扱いは紙ベースでの会計処理となっているが、同社の現状は伝票・元帳の作成等をすべてパソコンで管理しており、処理と一致していない。このため、会計処理の実態に沿った経理規程の見直しに取り組みられたい。</p>

監査対象団体	やまなしグループサポートナース
意見	<p>支払日が請求日の数ヶ月後であるものや、支出命令書の様式に代表者の決裁欄が設けられていないものなど、経理事務や会計規程について改善を要するものがあつたことから、改善に努められたい。</p>

監査対象団体	アメニス山梨(株)グループ
意見	<p>前回監査において注意事項としたことについて、今回の監査においても同様の事実があり改善が見られなかった。また、指定管理者の会計情報はグループの構成団体の県外事務所において管理されており、会計情報がグループ全体で十分に共有されていない状況が見受けられた。</p> <p>今後は、会計情報の一層の共有を図るとともに、グループ全体で事務処理の適正化に努められたい。</p> <p>また、指定管理施設の所管課においては、指定管理者の事務処理体制についての確認と指導を徹底されたい。</p>

令和6年度 行政監査実施結果

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した令和6年度における行政監査の結果は、次のとおりである。

第1 監査の概要

1 テーマ

プロポーザル方式による契約事務は適切に行われているか

2 目的

地方公共団体の契約においては、経済性、公平性の観点から、競争参加者を広く募り、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする一般競争入札が原則となっている。

一方で、プロポーザル方式は、競争入札によることが適さない業務であって、価格だけではなく、当該業務を履行する上での企画力、技術力、遂行能力等も踏まえて契約の相手方（以下「事業者」という。）を選定する必要がある業務が対象となり、山梨県においても、プロポーザル方式による契約は近年増加している状況である。

この方式は、例外的な契約方法である随意契約の一手法として行われるべきものであり、適切な運用が求められる。このため、プロポーザル方式による契約の状況などを検証することで、今後の適切な契約事務に資することとする。

3 監査の着眼点

監査は主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) プロポーザル方式による契約とした理由は適切か。
- (2) 募集及び周知等は適切に行われているか。
- (3) 事業者の選定は適切に行われているか。
- (4) 企画提案書及び契約書のとおり業務が行われているか。

4 対象業務及び対象機関

- (1) 対象事務
令和5年度に行われたプロポーザル方式による契約事務（公共工事に係る事務を除く）
- (2) 対象機関
令和5年度にプロポーザル方式による契約を行った機関

5 実施期間

令和6年4月24日から令和7年2月5日まで

6 実施方法

監査対象機関に対し調査の提出を求め、そのうち予定価格が大きい事例や売却の事例等を対象に、事務局職員が書面監査及び必要に応じて関係職員から聞き取りを行う実地監査を実施した。

第2 監査対象事務の概要

1 契約制度におけるプロポーザル方式の位置づけについて

地方公共団体の契約については、地方自治法第234条第1項で「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定され、同条第2項で「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令に定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されている。これを受け、地方自治法施行令第167条の2第1項各号で随意契約について規定されており、同項第2号で「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」は随意契約によることと規定されている。

競争入札によることが適さない業務であって、当該業務を履行する上での企画力、技術力、遂行能力等を踏まえて企画提案書による審査で事業者を選定するプロポーザル方式は、随意契約に該当する。

2 本県におけるプロポーザル方式の契約事務

プロポーザル方式による契約事務は、地方自治法の規定のほか、山梨県財務規則第137条の規定等に基づき執行されている。

また、出納局管理課が「プロポーザル方式による随意契約の執行に当たっての留意事項について（通知）」（令和5年3月29日付け出管第1804号）の通知を发出し、各所属ではこの通知に基づいて契約事務が行われている。

関係法令条文

【地方自治法】

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 略

【地方自治法施行令】

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 二 三～九 略
- 三～四 略

【山梨県財務規則】

第137条 略

2 契約担当者、随意契約によるうとするときは、あらかじめ、第127条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

3～6 略

第3 監査結果

監査機関に対し調書の提出を求めた結果、令和5年度におけるプロポーザル方式による契約は、別添資料のとおり183件あることを把握した。このうち、予定価格が大きい事例、企画提案書の提出期限が短い事例、外部委員がいない事例、変更契約が行われている事例、売却の事例等の60件を選定し、定例監査に併せて実地監査を行った。

実地監査の結果は、次のとおりである。

1 着眼点に基づいた監査結果

(1) プロポーザル方式による契約とした理由は適切か

地方公共団体の契約は一般競争入札が原則であることから、随意契約であるプロポーザル方式による契約にあたっては、プロポーザル方式による契約を行う明確で具体的な理由が必要である。

このため、支出負担行為同い等（年度開始前の契約準備行為の執行同いを含む）を調査したところ、理由が明示されていない事例が1件あった。

プロポーザル方式とする理由の明示	事業数
有	59
無	1
計	60

(2) 募集及び周知等は適切に行われているか

プロポーザル方式による提案募集にあたっては、募集要項を広く周知し、複数の競争参加者が得られるよう配慮する必要がある。

このため、募集における周知方法を調査したところ、全ての事業において県ホームページに募集要項等を掲載したと回答があった。

また、事業者の募集にあたっては、業務内容を理解し良質な提案を作成できるよう、募集開始から参加申込及び企画提案書提出までの期間を十分に確保する必要がある。

このため、募集開始日から参加申込期限及び企画提案書提出期限までの日数を調査したところ、日数が短い事業があった。

募集開始日から参加申込期限までの日数	事業数	うち1者提出
～5日間	1	0
6～10日間	24	10
11～15日間	25	13
16日間～	10	5
計	60	28

※参加申込期限を設けていない事業は、企画提案書提出期限を参加申込期限とみなして集計した。

募集開始日から企画提案書提出期限までの日数	事業数	うち1者提出
～5日間	1	0
6～10日間	3	3
11～15日間	12	6
16～20日間	9	7
21～25日間	15	6
26～30日間	10	4
31日間～	10	2
計	60	28

(3) 事業者の選定は適切に行われているか

プロポーザル方式に係る提案内容を審査する際は、外部委員を含めることで、透明性、公正性及び客観性を確保し、専門性を高めることが期待できる。

このため、選定委員会の構成員に外部委員が含まれているか調査したところ、含まれていないものが26件あり、また含まれている場合であっても半数近くが1人であった。

外部委員の有無	事業数
有	34
1人	15
2人	8
3人以上	11
無	26
計	60

(4) 企画提案書及び契約書のとおり業務が行われているか

プロポーザル方式は、企画提案書を基に最も優れた事業者を選定するものであり、事業者を選定した後、企画提案書の内容を踏まえて発注者と事業者が協議し、仕様書を定め、履行確認を行う必要がある。

このため、契約時の仕様書の協議について調査したところ、募集要項において、受託者の決定後、提案内容を参考に改めて仕様を定めるとの記載があったが、受託者の提案内容と募集要項における仕様書に異なる事項があったにもかかわらず、提案内容を反映させた仕様書を定めていない事例があった。

また、当該事例においては、事業実績に応じて委託料を精算する旨の条項が契約書に設けられていたが、事業実施に伴う支出額を正確に把握しておらず、誤った事業実績報告書に基づいて委託料の額を確定させていた。

2 着眼点以外の監査結果

プロポーザル方式により財産を売り払う契約において、山梨県財務規則第137条第2項では、随意契約によるうとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならないと規定されているが、予定価格が定められていない事例があった。

第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。なお、意見の内容については、監査実施機関等に文書で通知し、監査の結果とともに公表する。

1 プロポーザル方式とした理由の明示について

地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則であり、プロポーザル方式による随意契約を締結しようとするときは、その理由を明らかにしなければならぬが、支出負担行為の理由が明示されていない事例があった。

プロポーザル方式は、価格競争によらず事業者を選定するものであるため、真に必要と認められる場合に実施すべきである。

このため、事業による効果や契約手続きの透明性、公正性及び競争性の確保について十分検討した上で、プロポーザル方式が合理的であると判断した明確で具体的な理由を支出負担行為の同一等に明示されたい。

2 募集及び周知について

プロポーザル方式は、広く参加者を募り、企画提案を行った者の中から最も優れた事業者を選定するものである。そのため、プロポーザルの実施を広く周知させる必要がある。周知の方法や期間等は十分配慮する必要がある。

プロポーザル方式による提案を募集しようとする所属は、山梨県ホームページの所属ページや公告（入札・公売等）のページに、募集要項等を掲載するとともに、トップページの「新着情報」にダイナミックに掲載して周知している事例が多いが、必ずしもこれら全てのページに掲載されているわけではない。

そこで、プロポーザルの実施について、募集中の案件の検索が容易になるよう、掲載するページのルーペ化を検討するとともに、周知に努められたい。

また、企画提案書の提出期限について、最も短いもので募集開始日から5日以内の事例があった。より多くの者が参加を検討し、十分に時間をかけて優れた企画提案ができるよう、募集開始から参加申込、企画提案書の提出までの適切な日数の確保に努められたい。

さらに、企画提案書の提案が1者のものについては、複数の企画提案を比較して最も優れた提案者を選考する形となっておらず、プロポーザル方式の長所が十分に生かされていない可能性があることから、多くの参加者を募るため、募集時の仕様書の内容を検討するなど必要対策を講じ、競争性を確保するよう努められたい。

3 事業者の選定について

プロポーザル方式による審査においては、価格競争という明確な基準がないことから、審査手続の透明性、公正性及び客観性を確保するとともに、事業の内容に応じて、高度な専門知識等が必要となる。

このため、審査委員は県職員のみで構成するのではなく、専門知識等を持った外部委員を含めるよう努められたい。

また、1者参加となった事例が多かったことから、審査において最低基準点を設定するなど、厳格な審査に努められたい。

4 業務の仕様書と履行確認について

プロポーザル方式では、企画提案書の内容に基づいて選定された事業者と発注者が協議を行い、詳細な仕様書を定めた上で契約を締結することになる。

しかしながら、企画提案を契約時の仕様書に反映させることなく、募集時の仕様書そのまま用いて契約を締結している事例があった。企画提案の確実な履行を担保するためにも、契約締結にあたっては事業者の企画提案を反映させた仕様書を作成されたい。

また、仕様書に基づいた履行確認が不十分な事例があったことから、事業者と定期的な打ち合わせを実施するなどして、適時適切な履行確認に努められたい。

5 再委託及び変更契約について

業務の再委託については、原則として委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせるではない旨、委託業務の一部について、あらかじめ県の書面による承認を得た場合はこの限りではない旨、多くの契約書で定められている。

一方で、プロポーザル方式で事業者を選定する際は、事業の主たる部分について確実に履行できる事業者を選定すべきであり、募集時の仕様書において、再委託を禁止する業務の主たる部分と再委託できる部分を明示するなどの対応を検討されたい。

また、変更契約により、最終契約金額が当初と比べ大幅な増額となった事例があったが、プロポーザル方式による企画提案の募集においては、業務量や内容を適切に見積もって執行するよう努められたい。

6 事務手続きについて

財産の売り払いにおいて、山梨県財務規則第137条第2項による予定価格が定められていない事例があった。また、年度開始前の事業者選定において、契約準備行為の執行向いが作成されていない事例があった。これらのことから、執行機関においては法令等に基づき適正な事務手続きが行われるよう努められたい。

7 総合的な意見

ここでは監査を実施する過程で明らかになった点などを踏まえ、総合的な意見について述べる。

本県において、プロポーザル方式による随意契約の執行に当たっての留意事項については、出納局管理課が通知を发出し、各所属ではこの通知や山梨県財務規則等に基づいて契約事務が行われているが、契約事務が適正かつ効率的、効果的に行われるよう、必要に応じて通知等の見直しを行うとともに、事務処理上の注意点を周知に努められたい。

また、複数年継続して同様の業務をプロポーザル方式で契約している事業において、既にノウハウが蓄積されているものや、業務内容や仕様がある程度固まっているもの、新たな提案要素が乏しいものなど、プロポーザル方式とする明確で具体的な理由が認められないものについては、県が出様書を定め、競争入札による契約とすることを検討されたい。

No	部局名	所属名	事業名	実施 監査 対象
137	定章労働部	就業支援センター	委託職業訓練（JAWAエニブニブ養成科）	
138	定章労働部	就業支援センター	委託職業訓練（介護・医療事務科①）	
139	定章労働部	就業支援センター	委託職業訓練（介護・医療事務科②）	
140	定章労働部	就業支援センター	委託職業訓練（介護・医療事務科③）	
141	定章労働部	就業支援センター	委託職業訓練（介護・医療事務科④）	
142	定章労働部	就業支援センター	委託職業訓練（介護福祉士養成コース①）	
143	定章労働部	就業支援センター	委託職業訓練（介護福祉士養成コース②）	
144	定章労働部	就業支援センター	委託職業訓練（保育士養成コース）	
145	定章労働部	就業支援センター	委託職業訓練（検定調理師養成コース）	
146	定章労働部	就業支援センター	宿舎建設の活性化推進事業	
147	観光文化スポーツ部	観光振興課	山梨県古く懐かしき観光まちづくり推進事業委託	
148	観光文化スポーツ部	観光振興課	やまなし観光まちづくり推進事業委託	
149	観光文化スポーツ部	観光振興課	やまなし観光まちづくり推進事業委託	
150	観光文化スポーツ部	観光振興課	やまなし観光まちづくり推進事業委託	
151	観光文化スポーツ部	観光振興課	令和5年度「国産の山」観光振興事業委託	
152	観光文化スポーツ部	観光振興課	国土交通省「山梨県観光まちづくり推進事業委託」	
153	観光文化スポーツ部	観光振興課	山梨県観光まちづくり推進事業委託	
154	観光文化スポーツ部	観光振興課	山梨県観光まちづくり推進事業委託	
155	観光文化スポーツ部	観光振興課	山梨県観光まちづくり推進事業委託	
156	観光文化スポーツ部	観光振興課	山梨県観光まちづくり推進事業委託	
157	観光文化スポーツ部	観光振興課	山梨県観光まちづくり推進事業委託	
158	農政部	担い手・農地対策課	多目的・多機能型スマート農業（スマート農業）育成及びスマート農業（スマート農業）普及促進事業委託	
159	農政部	担い手・農地対策課	やまなし観光まちづくり推進事業（スマート農業）普及促進事業委託	
160	農政部	観光・輸出支援課	「おいし未来」やまなし「おもてなし」推進事業委託	
161	農政部	観光・輸出支援課	「おいし未来」やまなし「おもてなし」推進事業委託	
162	農政部	観光・輸出支援課	「おいし未来」やまなし「おもてなし」推進事業委託	
163	農政部	観光・輸出支援課	「おいし未来」やまなし「おもてなし」推進事業委託	
164	農政部	観光・輸出支援課	「おいし未来」やまなし「おもてなし」推進事業委託	
165	農政部	観光・輸出支援課	「おいし未来」やまなし「おもてなし」推進事業委託	
166	農政部	観光・輸出支援課	「おいし未来」やまなし「おもてなし」推進事業委託	
167	農政部	観光・輸出支援課	「おいし未来」やまなし「おもてなし」推進事業委託	
168	農政部	観光・輸出支援課	「おいし未来」やまなし「おもてなし」推進事業委託	
169	農政部	観光・輸出支援課	「おいし未来」やまなし「おもてなし」推進事業委託	
170	農政部	観光・輸出支援課	「おいし未来」やまなし「おもてなし」推進事業委託	
171	農政部	観光・輸出支援課	「おいし未来」やまなし「おもてなし」推進事業委託	
172	県土整備部	住宅対策課	令和5年度やまなし「おもてなし」推進事業委託	
173	企業局	電気課	住環境に関する人口減少危機対策推進事業委託	
174	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
175	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
176	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
177	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
178	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
179	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
180	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
181	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
182	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
183	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
184	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
185	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
186	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
187	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
188	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
189	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
190	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
191	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
192	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
193	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
194	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
195	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
196	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
197	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
198	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
199	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	
200	企業局	電気課	山梨県西山岳電線の売却	

実施監査対象 60件